

神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）新旧対照表【県土整備局関係】

改正			現行		
別表（第2条関係） 1～7（略） 8 県土整備局関係			別表（第2条関係） 1～7（略） 8 県土整備局関係		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1～41の2（略）			1～41の2（略）		
41の3 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第4項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定により通知の申出があった場合の同法第17条第1項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定等の申請に対する審査	適合通知の申出があった特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定等申請手数料	(1)・(2)（略） (3) 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第5項の構造計算適合性判定を要する建築物が含まれる場合（当該建築物について、既に同法第77条の35の5第1項の指定構造計算適合性判定機関（同法第18条の2第1項の規定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとしたものに限る。以下「指定構造計算適合性判定機関」という。）により同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された場合を除く。）(1)又は(2)の規定の例により算定した金額に、次に掲げる一の建築物（これらの構造計算適合性判定を要しない建築物を除く。）の床面積（神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例（平成27年神奈川県条例第48号）による改正前の神奈川県建築基準条例別表備考2の規定の例により算定した床面積をいう。）の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額ア～オ（略）	41の3 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第4項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定により通知の申出があった場合の同法第17条第1項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定等の申請に対する審査	適合通知の申出があった特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定等申請手数料	(1)・(2)（略） (3) 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の構造計算適合性判定を要する建築物が含まれる場合（当該建築物について、既に同法第77条の35の5第1項の指定構造計算適合性判定機関（同法第18条の2第1項の規定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとしたものに限る。以下「指定構造計算適合性判定機関」という。）により同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された場合を除く。）(1)又は(2)の規定の例により算定した金額に、次に掲げる一の建築物（これらの構造計算適合性判定を要しない建築物を除く。）の床面積（神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例（平成27年神奈川県条例第48号）による改正前の神奈川県建築基準条例別表備考2の規定の例により算定した床面積をいう。）の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額ア～オ（略）
42・43（略）			42・43（略）		
44 長期優良住宅の普及の促進に	建築基準関係	(1)・(2)（略） (3) 建築基準法第6条の	44 長期優良住宅の普及の促進に	建築基準関係	(1)・(2)（略） (3) 建築基準法第6条の

改 正		現 行			
<p>関する法律第6条第2項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申請手数があつた場合の長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項まで又は第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定等の申請に対する審査</p>	<p>規定の適合審査の申請手数があつた場合の長期優良住宅建築等計画の認定等の申請手数があつた場合の長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項まで又は第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定等の申請に対する審査</p>	<p>3第1項又は第18条第5項の構造計算適合性判定を要する建築物が含まれる場合（当該建築物について、既に指定構造計算適合性判定機関により同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された場合を除く。）次に掲げる金額を合算した金額 ア・イ（略）</p>	<p>規定の適合審査の申請手数があつた場合の長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項まで又は第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定等の申請に対する審査</p>	<p>3第1項又は第18条第4項の構造計算適合性判定を要する建築物が含まれる場合（当該建築物について、既に指定構造計算適合性判定機関により同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された場合を除く。）次に掲げる金額を合算した金額 ア・イ（略）</p>	
45～48の2（略）			45～48の2（略）		
<p>49 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次項及び51の項に該当する場合を除く。）</p>	<p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p>	<p>(1)（略） (2) 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 2万5,000円 イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 2万8,000円 (3) 一戸建ての住宅（(1)及び(2)に該当するものを除く。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定め</p>	<p>49 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次項及び51の項に該当する場合を除く。）</p>	<p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p>	<p>(1)（略） （新設） (2) 一戸建ての住宅（(1)に該当するものを除く。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定め</p>



改 正		現 行	
	<p style="text-align: right;">8万6,000円</p> <p>(ウ) <u>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物</u></p> <p style="text-align: right;">15万円</p> <p>(エ) <u>床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物</u></p> <p style="text-align: right;">22万円</p> <p>ウ 住宅部分（ア及びイに該当するものを除く。）次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（ア）～（エ）（略）</p> <p>エ 非住宅部分（<u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。</u>）（同令</p> <hr/> <p style="text-align: right;">第10</p> <p>条第1号イ(2)及びロ(2)（非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合又は非住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分が一次エネルギー消費量モデル建築物を用いる評価方法により建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和4年経済産業省、国土交通省令第1号）附則第3項の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に適合すると認められる場合（以下「外皮基準不適用の場合」という。）にあっては、同号ロ(2)の評</p>		<p>イ 住宅部分（アに____該当するものを除く。）次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（ア）～（エ）（略）</p> <p>ウ 非住宅部分（<u>建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項____に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。</u>）（<u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10</u></p> <hr/> <p style="text-align: right;">条第1号イ(2)及びロ(2)（非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合又は非住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分が一次エネルギー消費量モデル建築物を用いる評価方法により建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和4年経済産業省、国土交通省令第1号）附則第3項の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に適合すると認められる場合（以下「外皮基準不適用の場合」という。）にあっては、同号ロ(2)の評</p>

改 正			現 行		
		<p>価方法により申請された建築物に係るものに限る。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(キ) (略) オ 非住宅部分 (エに該当するものを除く。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(キ) (略)</p>			<p>価方法により申請された建築物に係るものに限る。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(キ) (略) エ 非住宅部分 (ウに該当するものを除く。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(キ) (略)</p>
<p>50 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画 (同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (平成27年法律第53号) 第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関 (以下「登録住宅性能評価機関等」という。) による審査を受けたものに限る。) の認定の申請に対する審査 (次項に該当する場合を除く。)</p>	<p>登録住宅性能評価機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>50 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画 (同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項</p>	<p>登録住宅性能評価機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>51 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項 (同法第55条第2項におい</p>	<p>建築基準関係規定の適合審査の申</p>	<p>(1) 建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれない場合 ((3)に掲げる場合を除く。) 次に掲</p>	<p>51 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項 (同法第55条第2項におい</p>	<p>建築基準関係規定の適合審査の申</p>	<p>(1) 建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれない場合 ((3)に掲げる場合を除く。) 次に掲</p>

改 正		現 行	
て準用する場合を含む。)の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合の都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項又は第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等の申請に対する審査	出があつた低炭素建築物新築等計画の認定等申請手数料	て準用する場合を含む。)の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合の都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項又は第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等の申請に対する審査	出があつた低炭素建築物新築等計画の認定等申請手数料
	<p>げる金額を合算した金額</p> <p>ア 次に掲げる建築物の床面積（神奈川県建築基準条例別表備考1の規定の例により算定した床面積をいう。）の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が30平方メートル以内の建築物 <u>1万5,000円</u></p> <p>(イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の建築物 <u>2万8,000円</u></p> <p>(ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の建築物 <u>4万3,000円</u></p> <p>(エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内の建築物 <u>4万8,000円</u></p> <p>(オ) 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内の建築物 <u>5万5,000円</u></p> <p>(カ)～(シ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第5項の構造計算適合性判定を要する建築物が含まれる場合（当該建築物について、既に指定構造計算適合性判定機関により同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は</p>		<p>げる金額を合算した金額</p> <p>ア 次に掲げる建築物の床面積（神奈川県建築基準条例別表備考1の規定の例により算定した床面積をいう。）の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が30平方メートル以内の建築物 <u>1万円</u></p> <p>(イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の建築物 <u>1万8,000円</u></p> <p>(ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の建築物 <u>2万8,000円</u></p> <p>(エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の建築物 <u>3万6,000円</u></p> <p>(新設)</p> <p>(オ)～(サ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の構造計算適合性判定を要する建築物が含まれる場合（当該建築物について、既に指定構造計算適合性判定機関により同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は</p>

改 正			現 行		
		特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された場合を除く。) 次に掲げる金額を合算した金額 ア・イ (略)			特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された場合を除く。) 次に掲げる金額を合算した金額 ア・イ (略)
52 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(前項及び次項に該当する場合を除く。)	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	(1) (略) (2) <u>一戸建ての住宅(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。)</u> の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 1万2,500円 イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 1万4,000円 (3) <u>一戸建ての住宅(1)及び(2)に該当するものを除く。)</u> の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア・イ (略) (4) 一の建築物(一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。)の場合 当該申請に係る建築物の部分(既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。)について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア (略) イ 既に計画の認定を受けた住宅部分(建築物エネルギー消費	52 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(前項及び次項に該当する場合を除く。)	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	(1) (略) (新設) (2) <u>一戸建ての住宅(1)に該当するものを除く。)</u> の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア・イ (略) (3) 一の建築物(一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。)の場合 当該申請に係る建築物の部分(既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。)について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア (略) (新設)

改 正		現 行	
	<p>性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 2万5,500円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 4万3,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 7万5,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 11万円</p> <p>ウ 既に計画の認定を受けた住宅部分 (ア及びイに該当するものを除く。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(エ) (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 既に計画の認定を受けた非住宅部分 (エに該当するものを除く。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(キ) (略)</p> <p>カ 新たに追加する住宅部分又は非住宅部</p>		<p>イ 既に計画の認定を受けた住宅部分 (アに____該当するものを除く。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(エ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 既に計画の認定を受けた非住宅部分 (ウに該当するものを除く。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(キ) (略)</p> <p>オ 新たに追加する住宅部分又は非住宅部</p>

改 正			現 行		
		分 49の項(4)の規定の例により算定した金額（この場合において、 <u>同項(4)中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」とする。</u> ）			分 49の項(3)の規定の例により算定した金額（この場合において、 <u>同項(3)中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」とする。</u> ）
53	(略)		53	(略)	
54	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は請求に対する審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定申請等手数料 (1) 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請又は請求をされたものに限る。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 1万7,000円 イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 1万9,000円 (2) 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は請求に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロの評価方法による申請又は請求をされた建築物の場合 ((2)に掲げる場合を除く。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 床面積の合計が1,000平方メートル未満の建築物 11万円 イ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 15万円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 24万円 エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物 31万円 オ 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 37万円 カ 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物 44万円 (2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロの評価方法による	

改 正		現 行	
	<p>(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請又は請求をされたものに限る。)の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 2万5,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 2万8,000円</p>		<p>申請又は請求をされた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物の場合 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が1,000平方メートル未満の建築物 2万6,000円</p> <p>イ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 3万8,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 9万5,000円</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物 14万円</p> <p>オ 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 18万円</p> <p>カ 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物 22万円</p>
	<p>(3) 一戸建ての住宅 ((1)及び(2)に該当するものを除く。)の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 3万4,000円</p>		<p>(3) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ以外の評価方法による申請又は請求をされた建築物の場合 ((4)に掲げる場合を除く。)次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が1,000平方メートル未満の建築物 29万円</p>

	改 正	現	行
	<p>イ 床面積の合計が 200平方メートル以 上の一戸建ての住宅 3万8,000円</p> <p>(4) 一の建築物（一戸建 ての住宅を除く。次項 において同じ。）の場 合 当該申請又は請求 に係る建築物の部分に ついて、次に掲げる建 築物の部分の区分に応 じそれぞれ次に定める 金額を合算した金額</p> <p>ア 住宅部分（共用部 分の審査を要しない 場合にあつては、共 用部分を除く。以下 この項、次項(2)ア及 びウ、56の項(4)アか らウまで、57の項(2) ア、59の項(4)アから ウまで、60の項(2)ア 及びウ並びに61の項 (2)ア及びウにおいて 同じ。）（建築物エ ネルギー消費性能基 準等を定める省令第 1条第1項第2号イ</p>		<p>イ 床面積の合計が 1,000平方メートル 以上2,000平方メー トル未満の建築物 37万円</p> <p>ウ 床面積の合計が 2,000平方メートル 以上5,000平方メー トル未満の建築物 53万円</p> <p>エ 床面積の合計が 5,000平方メートル 以上1万平方メート ル未満の建築物 65万円</p> <p>オ 床面積の合計が1 万平方メートル以上 2万5,000平方メー トル未満の建築物 77万円</p> <p>カ 床面積の合計が2 万5,000平方メート ル以上の建築物 87万円</p> <p>(4) 建築物エネルギー消 費性能基準等を定める 省令第1条第1項第1 号ロ以外の評価方法に よる申請又は請求をさ れた工場、倉庫、卸売 市場その他これらに類 する用途のみに供する 建築物の場合 次に掲 げる非住宅部分の床面 積の区分に応じ、それ ぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が 1,000平方メートル 未満の建築物 3万1,000円</p>

改 正		現 行	
	<p>(2)及びロ(2)に適合するものとして申請又は請求をされたものに限る。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 3万3,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 5万7,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 10万円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 16万円</p> <p>イ 住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請又は請求をされたものに限る。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 5万1,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 8万6,000円</p>		<p>イ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 4万3,000円</p>

改 正		現 行	
	<p>(ウ) <u>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物</u> 15万円</p> <p>(エ) <u>床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物</u> 22万円</p> <p>ウ <u>住宅部分（ア及びイに該当するものを除く。）次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p>(ア) <u>床面積の合計が300平方メートル未満の建築物</u> 6万9,000円</p> <p>(イ) <u>床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物</u> 12万円</p> <p>(ウ) <u>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物</u> 20万円</p> <p>(エ) <u>床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物</u> 28万円</p> <p>エ <u>非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロの評価方法による申請又は請求をされたものに限る。）（オに掲げるものを除く。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p>(ア) <u>床面積の合計が300平方メートル</u></p>		<p>ウ <u>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物</u> 10万円</p> <p>エ <u>床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物</u> 15万円</p>

改 正		現 行	
	<p>ル未満の建築物 8万7,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計 が300平方メー トル以上1,000平方 メートル未満の建 築物 11万円</p> <p>(ウ) 床面積の合計 が1,000平方メー トル以上2,000平 方メートル未満の 建築物 15万円</p> <p>(エ) 床面積の合計 が2,000平方メー トル以上5,000平 方メートル未満の 建築物 24万円</p> <p>(オ) 床面積の合計 が5,000平方メー トル以上1万平方 メートル未満の建 築物 31万円</p> <p>(カ) 床面積の合計 が1万平方メー トル以上2万5,000 平方メートル未満 の建築物 37万円</p> <p>(キ) 床面積の合計 が2万5,000平方 メートル以上の建 築物 44万円</p> <p>オ 非住宅部分（建築 物エネルギー消費性 能基準等を定める省 令第1条第1項第1 号ロの評価方法によ る申請又は請求をさ れた工場、倉庫、卸 売市場その他これら に類する用途のみに 供するものに限る。） 次に掲げる非住宅部 分の床面積の区分に 応じ、それぞれ次に 定める金額</p>		<p>オ 床面積の合計が1 万平方メートル以上 2万5,000平方メー トル未満の建築物 19万円</p>

改 正		現 行	
	<p>(ア) <u>床面積の合計が300平方メートル未満の建築物</u> 1万9,000円</p> <p>(イ) <u>床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物</u> 2万6,000円</p> <p>(ウ) <u>床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物</u> 3万8,000円</p> <p>(エ) <u>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物</u> 9万5,000円</p> <p>(オ) <u>床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物</u> 14万円</p> <p>(カ) <u>床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物</u> 18万円</p> <p>(キ) <u>床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物</u> 22万円</p> <p>カ <u>非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ以外の評価方法による申請又は請求をされたものに限る。）（キに掲げるものを除く。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定</u></p>		<p>カ <u>床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物</u> 23万円</p>

改 正		現 行		
	<p>める金額</p> <p>(ア) <u>床面積の合計</u> <u>が300平方メー</u> <u>トル未満の建築物</u> 23万円</p> <p>(イ) <u>床面積の合計</u> <u>が300平方メー</u> <u>トル以上1,000平方</u> <u>メートル未満の建</u> <u>築物</u> 29万円</p> <p>(ウ) <u>床面積の合計</u> <u>が1,000平方メー</u> <u>トル以上2,000平</u> <u>方メートル未満の</u> <u>建築物</u> 37万円</p> <p>(エ) <u>床面積の合計</u> <u>が2,000平方メー</u> <u>トル以上5,000平</u> <u>方メートル未満の</u> <u>建築物</u> 53万円</p> <p>(オ) <u>床面積の合計</u> <u>が5,000平方メー</u> <u>トル以上1万平方</u> <u>メートル未満の建</u> <u>築物</u> 65万円</p> <p>(カ) <u>床面積の合計</u> <u>が1万平方メー</u> <u>トル以上2万5,000</u> <u>平方メートル未満</u> <u>の建築物</u> 77万円</p> <p>(キ) <u>床面積の合計</u> <u>が2万5,000平方</u> <u>メートル以上の建</u> <u>築物</u> 87万円</p> <p>キ <u>非住宅部分（建築</u> <u>物エネルギー消費性</u> <u>能基準等を定める省</u> <u>令第1条第1項第1</u> <u>号ロ以外の評価方法</u> <u>による申請又は請求</u> <u>をされた工場、倉庫、</u> <u>卸売市場その他これ</u> <u>らに類する用途のみ</u> <u>に供するものに限</u> <u>る。）</u> 次に掲げる</p>			

改 正			現 行		
		非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 <u>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物</u> 2万3,000円 <u>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物</u> 3万1,000円 <u>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物</u> 4万3,000円 <u>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物</u> 10万円 <u>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物</u> 15万円 <u>(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物</u> 19万円 <u>(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物</u> 23万円			
55 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更	計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請	(1) 一戸建ての住宅のうち、既に建築物エネルギー消費性能適合性判	55 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更	計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請	当該申請又は請求に係る建築物の非住宅部分について、次に掲げる非住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額 (1) 既に _____ 建築物エネルギー消費性能適合性判

改 正		現 行	
<p>更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は請求に対する審査</p>	<p>等手数 定を受けた住宅部分（変更し、又は削る部分を含む。）前項(1)、(2)又は(3)の規定の例により算定した金額の2分の1の額 (2) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。）の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額 ア 住宅部分（既に建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた住宅部分（変更し、又は削る部分を含む。））前項(4)ア、イ又はウの規定の例により算定した金額の2分の1の額</p>	<p>等手数 更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は請求に対する審査</p>	<p>定を受けた非住宅部分（変更し、又は削る部分を含む。）前項 _____ の規定の例により算定した金額の2分の1の額 (2) 新たに追加する非住宅部分 _____ 次に掲げる非住宅部分の追加する床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 追加する床面積の合計が300平方メートル未満の非住宅部分 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロの評価方法による申請又は請求をされた建築物（(イ)に掲げるものを除く。） 8万7,000円 (イ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロの評価方法による申請又は請求をされた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物 1万9,000円 (ウ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ以外の評価方法による申請又は請求をされた建築物（(エ)に掲げるものを除く。） 23万円</p>

改 正			現 行		
		<p>イ 非住宅部分（既に建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた非住宅部分（変更し、又は削る部分を含む。）） 前項(4)エ、オ、カ又はキの規定の例により算定した金額の2分の1の額</p> <p>ウ 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分 前項の規定の例により算定した金額（この場合において、同項中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」とする。）</p>			<p>(エ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ以外の評価方法による申請又は請求をされた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物 2万3,000円</p> <p>イ 追加する床面積の合計が300平方メートル以上の非住宅部分 前項の規定の例により算定した金額（この場合において、同項中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」とする。）</p>
56 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項及び58の項に該当する場合を除く。）	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 2万5,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅</p>	56 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項及び58の項に該当する場合を除く。）	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	(1) (略) (新設)

改	正	現	行
	<p style="text-align: right;">2万8,000円</p> <p>(3) 一戸建ての住宅（(1)及び(2)に該当するものを除く。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア・イ（略）</p> <p>(4) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア 住宅部分_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。） 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(エ)（略）</p> <p><u>イ 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。） 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> (ア) 床面積の合計が300平方メートル</p>		<p>(2) 一戸建ての住宅（(1)に該当するものを除く。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア・イ（略）</p> <p>(3) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア 住宅部分（共用部分の審査を要しない場合にあつては、共用部分を除く。以下この項、次項及び59の項から62の項までにおいて同じ。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。） 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(エ)（略） (新設)</p>

改	正	現	行
	<p>ル未満の建築物 5万1,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計 が300平方メー トル以上2,000平方 メートル未満の建 築物 8万6,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計 が2,000平方メー トル以上5,000平 方メートル未満の 建築物 15万円</p> <p>(エ) 床面積の合計 が5,000平方メー トル以上の建築物 22万円</p> <p>ウ 住宅部分 (ア及び イに該当するものを 除く。) 次に掲げ る住宅部分の床面積 の区分に応じ、それ ぞれ次に定める金額 (ア)～(エ) (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 非住宅部分 (エに 該当するものを除 く。) 次に掲げる 非住宅部分の床面積 の区分に応じ、それ ぞれ次に定める金額 (ア)～(キ) (略)</p> <p>(5) 2以上の建築物の場 合 (建築物のエネルギ ー消費性能の向上等 に関する法律第29条第3 項に規定する他の建築 物を含む場合をいう。 次項、59の項及び60の 項において同じ。) 当 該計画に係る建築物に ついて、次に掲げる建 築物の区分に応じそれ ぞれ次に定める金額を 合算した金額 ア 申請に係る建築物 (1)、(2)、(3)又は(4)の 規定の例により算定 した金額 イ 他の建築物 (ウに</p>		<p>イ 住宅部分 (アに 該当するものを 除く。) 次に掲げ る住宅部分の床面積 の区分に応じ、それ ぞれ次に定める金額 (ア)～(エ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 非住宅部分 (ウに 該当するものを除 く。) 次に掲げる 非住宅部分の床面積 の区分に応じ、それ ぞれ次に定める金額 (ア)～(キ) (略)</p> <p>(4) 2以上の建築物の場 合 (建築物のエネルギ ー消費性能の向上等 に関する法律第34条第3 項に規定する他の建築 物を含む場合をいう。 次項、59の項及び60の 項において同じ。) 当 該計画に係る建築物に ついて、次に掲げる建 築物の区分に応じそれ ぞれ次に定める金額を 合算した金額 ア 申請に係る建築物 (1)、(2)又は(3)の 規定の例により算定 した金額 イ 他の建築物 (ウに</p>

改 正			現 行		
		掲げるものを除く。) (1)、(2)、(3)又は(4)の規定の例により算定した金額 ウ 他の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。）次項(1)、(2)又は(3)の規定の例により算定した金額			掲げるものを除く。) (1)、(2)又は(3)の規定の例により算定した金額 ウ 他の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。）次項(1)、(2)又は(3)の規定の例により算定した金額
57 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第30条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。）の認定の申請に対する審査（次項に該当する場合を除く。）	登録住宅性能評価機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定申請手数料	(1)・(2) (略) (3) 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア・イ (略) ウ 他の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。）(1)又は(2)の規定の例により算定した金額	57 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第35条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。）の認定の申請に対する審査（次項に該当する場合を除く。）	登録住宅性能評価機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定申請手数料	(1)・(2) (略) (3) 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア・イ (略) ウ 他の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。）(1)又は(2)の規定の例により算定した金額
58 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項（同法第31条第2項において準用する場合	建築基準関係規定の適合審査の申出があった建	(1) 建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれない場合 ((3)に掲げる場合を除く。) 次に掲げる金額を合算した金額	58 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項（同法第36条第2項において準用する場合	建築基準関係規定の適合審査の申出があった建	(1) 建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれない場合 ((3)に掲げる場合を除く。) 次に掲げる金額を合算した金額

改 正		現 行	
<p>を含む。)の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合の建築物のエネルギー消費性能向上等に関する法律第29条第1項又は第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等申請手数料</p> <p>ア 次に掲げる建築物の床面積(神奈川県建築基準条例別表備考1の規定の例により算定した床面積をいう。)の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が30平方メートル以内の建築物 1万5,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の建築物 2万8,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の建築物 4万3,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内の建築物 4万8,000円</p> <p>(オ) 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内の建築物 5万5,000円</p> <p>(カ)～(シ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第5項の構造計算適合性判定を要する建築物が含まれる場合(当該建築物について、既に指定構造計算適合性判定機関により同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであ</p>	<p>を含む。)の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合の建築物のエネルギー消費性能向上等に関する法律第34条第1項又は第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等申請手数料</p> <p>ア 次に掲げる建築物の床面積(神奈川県建築基準条例別表備考1の規定の例により算定した床面積をいう。)の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が30平方メートル以内の建築物 1万円</p> <p>(イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の建築物 1万8,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の建築物 2万8,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の建築物 3万6,000円</p> <p>(新設)</p> <p>(オ)～(サ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の構造計算適合性判定を要する建築物が含まれる場合(当該建築物について、既に指定構造計算適合性判定機関により同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであ</p>

改 正		現 行		
		ると判定された場合を除く。) 次に掲げる金額を合算した金額 ア・イ (略)	ると判定された場合を除く。) 次に掲げる金額を合算した金額 ア・イ (略)	
59 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（前項及び次項に該当する場合を除く。）	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	(1) (略) (2) <u>一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 1万2,500円 イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 1万4,000円 (3) <u>一戸建ての住宅（(1)及び(2)に該当するものを除く。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> ア・イ (略) (4) <u>一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合 当該申請に係る建築物の部分（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。）について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</u> ア (略) イ <u>既に計画の認定を受けた住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ</u>	59 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（前項及び次項に該当する場合を除く。）	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 (1) (略) (新設) (2) <u>一戸建ての住宅（(1)に該当するものを除く。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> ア・イ (略) (3) <u>一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合 当該申請に係る建築物の部分（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。）について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</u> ア (略) (新設)

改 正		現 行	
	<p>(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 2万5,500円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 4万3,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 7万5,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 11万円</p> <p>ウ 既に計画の認定を受けた住宅部分 (ア及びイに該当するものを除く。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(エ) (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 既に計画の認定を受けた非住宅部分 (エに該当するものを除く。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(キ) (略)</p> <p>カ 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分 56の項(4)の規定の例により算定した</p>		<p>イ 既に計画の認定を受けた住宅部分 (アに 該当するものを除く。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(エ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 既に計画の認定を受けた非住宅部分 (ウに該当するものを除く。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(キ) (略)</p> <p>オ 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分 56の項(3)の規定の例により算定した</p>

改 正		現 行	
	<p>金額（この場合において、<u>同項(4)</u>中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」とする。）</p> <p>(5) 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア 申請に係る建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの (1)、(2)、(3)又は(4)の規定の例により算定した金額</p> <p>イ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの（ウに掲げるものを除く。）(1)、(2)、(3)又は(4)の規定の例により算定した金額</p> <p>ウ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。）次項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</p> <p>エ 新たに計画に追加する建築物（オに掲げるものを除く。）56の項(1)、(2)、(3)又は(4)の規定の例により算定した金額</p> <p>オ 新たに計画に追加</p>		<p>金額（この場合において、<u>同項(3)</u>中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」とする。）</p> <p>(4) 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア 申請に係る建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの (1)、(2)又は(3)の規定の例により算定した金額</p> <p>イ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの（ウに掲げるものを除く。）(1)、(2)又は(3)の規定の例により算定した金額</p> <p>ウ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。）次項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</p> <p>エ 新たに計画に追加する建築物（オに掲げるものを除く。）56の項(1)、(2)又は(3)の規定の例により算定した金額</p> <p>オ 新たに計画に追加</p>

改 正			現 行		
		<p>する建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。）57の項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</p>			<p>する建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。）57の項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</p>
<p>60 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（変更部分について同法第30条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの）に限り、58の項に該当する場合を除く。）</p>	<p>変更部分についての登録住宅性能評価機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更申請手数料</p>	<p>(1)・(2) (略) (3) 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア (略) イ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの（ウに掲げるものを除く。）前項(1)、(2)、(3)又は(4)の規定の例により算定した金額 ウ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。）(1)又は(2)の規定の例により算定した金額 エ 新たに計画に追加する建築物（オに掲げるものを除く。）</p>	<p>60 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（変更部分について同法第35条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの）に限り、58の項に該当する場合を除く。）</p>	<p>変更部分についての登録住宅性能評価機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更申請手数料</p>	<p>(1)・(2) (略) (3) 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア (略) イ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの（ウに掲げるものを除く。）前項(1)、(2)又は(3)の規定の例により算定した金額 ウ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。）(1)又は(2)の規定の例により算定した金額 エ 新たに計画に追加する建築物（オに掲げるものを除く。）</p>

改 正		現 行	
	<p>56の項(1)、(2)、(3)又は(4)の規定の例により算定した金額</p> <p>オ 新たに計画に追加する建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。）</p> <p>57の項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</p>		<p>56の項(1)、(2)又は(3)の規定の例により算定した金額</p> <p>オ 新たに計画に追加する建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。）</p> <p>57の項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</p>
(削除)		<p>61 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査（次項に該当する場合を除く。）</p>	<p>建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料</p> <p>(1) 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)（同令附則第4条第1項に該当する場合にあっては、同号ロ(1)）に適合するものとして申請されたものに限る。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 3万4,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 3万8,000円</p> <p>(2) 一戸建ての住宅（(1)に該当するものを除く。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅</p>

改 正			現 行		
					<p style="text-align: right;">1 万7,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 200平方メートル以 上の一戸建ての住宅</p> <p style="text-align: right;">1 万9,000円</p> <p>(3) 一の建築物（一戸建 ての住宅を除く。次項 において同じ。）の場 合 当該申請に係る建 築物の部分について、 次に掲げる建築物の部 分の区分に応じそれぞ れ次に定める金額を合 算した金額</p> <p>ア 住宅部分（建築物 エネルギー消費性能 基準等を定める省令 第1条第1項第2号 イ(1)及びロ(1)（同令 附則第4条第1項に 該当する場合にあっ ては、同号ロ(1)）又 は同令第1条第1項 第3号ロ（同項第2 号イ(2)に適合するも のとして申請され、 かつ、住宅部分の設 計一次エネルギー消 費量（同項第1号イ に規定する設計一次 エネルギー消費量を いう。以下アにおい て同じ。）が同項第 2号ロ(2)の一次エネ ルギー消費量モデル 住宅の設計一次エネ ルギー消費量を用い て算出された場合を 除く。）に適合する ものとして申請され た建築物に係るもの に限る。） 次に掲 げる住宅部分の床面 積の区分に応じ、そ れぞれ次に定める金 額</p> <p>(ア) 床面積の合計 が300平方メー トル未満の建築物</p> <p style="text-align: right;">6 万9,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計</p>

改 正			現 行		
					<p>が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物</p> <p>12万円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物</p> <p>20万円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物</p> <p>28万円</p> <p>イ 住宅部分（アに該当するものを除く。）次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物</p> <p>3万3,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物</p> <p>5万7,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物</p> <p>10万円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物</p> <p>16万円</p> <p>ウ 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロの評価方法により申請された建築物に係るものに限る。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に</p>

改 正			現 行		
					定める金額 <u>(ア) 床面積の合計</u> <u>が300平方メートル未満の建築物</u> 8万7,000円
					<u>(イ) 床面積の合計</u> <u>が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物</u> 11万円
					<u>(ウ) 床面積の合計</u> <u>が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物</u> 15万円
					<u>(エ) 床面積の合計</u> <u>が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物</u> 24万円
					<u>(オ) 床面積の合計</u> <u>が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物</u> 31万円
					<u>(カ) 床面積の合計</u> <u>が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物</u> 37万円
					<u>(キ) 床面積の合計</u> <u>が2万5,000平方メートル以上の建築物</u> 44万円
					<u>エ 非住宅部分（ウに該当するものを除く。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>(ア) 床面積の合計</u> <u>が300平方メートル未満の建築物</u> 23万円
					<u>(イ) 床面積の合計</u>

改 正			現 行		
					<p>が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 29万円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 37万円</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 53万円</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物 65万円</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 77万円</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物 87万円</p>
(削除)			<p>62 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査（当該建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性</p>	<p>登録住宅性能評価機関等に</p> <p>よる審査を受けた建築物エネルギー消費性能基準適合申請手数料</p>	<p>(1) 一戸建ての住宅の場合 4,700円</p> <p>(2) 一の建築物の場合 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア 住宅部分 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル</p>

改 正		現 行	
		<p>能評価機関等による審査を受けた場合、当該建築物について都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定若しくは同法第35条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合又は当該建築物が住宅性能評価を行った住宅である場合に限る。)</p>	<p>ル未満の建築物 9,400円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 2万円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 4万5,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 8万1,000円</p> <p>イ 非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 9,400円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 1万6,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 2万7,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 8万円</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物 13万円</p>



改 正		現 行	
	<p>「建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた」とする。）</p>		<p>一消費性能適合性判定を受けた建築物（(イ)に掲げるものを除く。） 8万7,000円</p> <p>(イ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロの評価方法により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物 1万9,000円</p> <p>(ウ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ以外の評価方法により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物（(エ)に掲げるものを除く。） 23万円</p> <p>(エ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ以外の評価方法により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物 2万3,000円</p>
	<p>イ 非住宅部分（既に建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた非住宅部分（変更し、又は削る部分を含む。）） 54の項(4)エ、オ、カ又はキの規定の例により算定した金額の2</p>		<p>イ 追加する床面積の合計が300平方メートル以上の非住宅部分 54の項の規定の例により算定した金額（この場合において、同項中「申請又は請求をされた」とあるのは「建築物エ</p>

改 正			現 行		
		<p>分の1の額（この場合において、同項(4)エからキまでの規定中「申請又は請求をされた」とあるのは、「建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた」とする。）</p> <p>ウ 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分 54の項の規定の例により算定した金額（この場合において、同項中「申請又は請求をされた」とあるのは「建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた」と、「床面積」とあるのは「追加する床面積」とする。）</p>			<p><u>エネルギー消費性能適合性判定を受けた」と、「床面積」とあるのは「追加する床面積」とする。）</u></p>
62・63	(略)		64・65	(略)	
64	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第27条第1項又は第37条第1項の規定に基づく特定所有者不明土地の収用又は使用の裁定の申請に対する審査	<p>特定所有者不明土地の収用又は使用の裁定申請手数料</p> <p>62の項の右欄に掲げる損失の補償金の見積額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の額</p>	66	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第27条第1項又は第37条第1項の規定に基づく特定所有者不明土地の収用又は使用の裁定の申請に対する審査	<p>特定所有者不明土地の収用又は使用の裁定申請手数料</p> <p>64の項の右欄に掲げる損失の補償金の見積額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の額</p>
9～11	(略)		9～11	(略)	